

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 健康医療局保健医療部がん・疾病対策課がん・循環器対策グループ 電話 045-210-5025	電話045-210-4111
G-1	アスベスト救済法の手続きなどの問合せ先を教えてください。 (令和6年4月1日更新)	

【答】

石綿健康被害救済制度は、アスベスト（石綿）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。

この制度の対象となる病気（指定疾病）は、アスベストによる中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚です。

石綿健康被害救済制度による救済給付を受けるために認定の申請や請求を行う場合は、独立行政法人環境再生保全機構または環境省関東地方環境事務所へ、申請書や請求書を直接または郵送により提出してください。

環境再生保全機構本部（最寄り駅川崎駅西口）
〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310番地 ミューザ川崎セントラルタワー9F
TEL 0120-389-931（受付時間 平日 10:00～17:00）TEL 044-520-9614
ホームページ <https://www.erca.go.jp/asbestos/>

環境省関東地方環境事務所（最寄り駅さいたま新都心）
〒330-9720 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階
TEL 048-600-0815

また、最寄りの県保健福祉事務所や保健所を通じて、認定の申請書等を独立行政法人環境再生保全機構へ提出することもできます。

石綿健康被害救済制度等については、次のホームページでご案内しています。

- ・環境省ホームページ
<https://www.env.go.jp/air/asbestos/>
- ・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/
- ・環境再生保全機構の石綿（アスベスト）ホームページ
<https://www.erca.go.jp/asbestos/>

なお、職業上、アスベストにさらされる労働者でアスベストによる健康被害が生じた場合で、それが業務上のものと認められると、労災保険から保険給付を受けることができます。

また、労働者や特別加入者（※）のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して、特別遺族給付金が支給されます。

これらの給付については、最寄りの労働基準監督署に相談して請求手続を行ってください。

※労災補償に関しては、C-1～5をご覧ください。